

11.3 憲法のつどい・ひろしま 2018

日本国憲法と個人主義

「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法第13条）に示された「個人の尊重」は、日本国憲法のもっとも大切な原理です。

「個人の尊重」とは、人種・宗教・性別などを超えて一人ひとりを大切にすること、すなわち個人主義です。

しかし、日本国憲法のこの究極の価値が、「戦後レジームからの脱却」を唱える安倍政権のもとでかつてない危機に瀕しています。

過労死を促進する「働き方大改悪」、セクハラ・パワハラ、LGBT（性的少数者）への偏見と差別など、基本的人権が乱暴に踏みにじられる事態が相次いでいます。

「国民が主人公」である憲法から、「国家が主人公」である憲法へと、国のかたちを大転換させようとする政権の野望を見据えて、プライバシー権や表現の自由等の問題に挑む亀石倫子弁護士が「日本国憲法と個人主義」について語ります。

主催 戦争させない・9条壊すな！
ヒロシマ総がかり行動実行委員会

共同代表 秋葉忠利・石川幸枝・石口俊一
川后和幸・山田延廣

主な構成団体

- 戦争させないヒロシマ1000人委員会
- 広島県9条の会ネットワーク
- 秘密法廃止！広島ネットワーク
- 憲法と平和を守る広島共同センター



〔講演〕亀石倫子さん
みちこ

弁護士。

1974年生まれ。北海道・小樽出身。2009年、大阪弁護士会に登録。2016年に「法律事務所エクラうめだ」を開設。

裁判所の令状がないにも関わらずGPS（全地球測位システム）を使った警察の捜査をめぐっての裁判で、被告の主任弁護人を務める。

2017年3月、最高裁は「令状なしのGPS捜査は違法」という判決を出したが、「非常にインパクトの大きい」歴史に残る判決と言われている。

〔特別報告〕恩地いづみさん
(第2次別姓訴訟@広島 原告)

「不安なく違っていられる社会へ
一別姓訴訟の原告となって」



11/3 (土)
14:00 ~ 16:30

広島弁護士会館 3階ホール

広島市中区上八丁堀2-73

資料代 500円 学生・障がい者無料

手話通訳と保育あります（保育は事前予約）

連絡先
730-0805 広島市中区十日市町1-5-5
坪池ビル2F 日本ジャーナリスト会議広島支部内
高瀬 均 090-8362-1142 Fax 082-231-3005